

## 自立支援給付（障害福祉サービス）一覧

※平成25年4月から難病等の方々も障害福祉サービス等の対象となりました。詳細については、家庭福祉課障害福祉係までお問い合わせください。

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプサービス)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護などを行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とするかたに、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時の移動の介護などを行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されているかたが行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有するかたに、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とするかたに、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とするかたに、主として昼間に、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気になった場合などに、施設で短期間（夜間を含む）、入浴、排泄、食事の介護などを行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高いかたに、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。
	施設入所支援	施設に入所するかたに、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護などを行います。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活が出来るよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望するかたに、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援	一般企業などでの就労が困難なかたに、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由児に児童発達支援および治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障害児に、放課後又は夏休み等の休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練を行い、学校教育と相まって障害児の自立を促すとともに、社会との交流の促進等を行います。
	保育所等訪問支援	障害児に対して、保育所や児童が集団生活を営む施設を訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援等を行います。